

公 示

（R 8 河川水難事故防止に関する講習会参加者への意識調査業務について）

次のとおり公示します。

令和 8 年 7 月 2 8 日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 三枝 伸太郎

1. 公示の概要等

（1）公示の目的

河川法第 9 9 条に基づき、R 8 河川水難事故防止に関する講習会参加者への意識調査業務の委託に関し、実施団体等を選定することを目的とする。

（2）委託の内容

本業務は、利根川下流域における安全な河川利活用に資するため、小学生以上を対象として安全な河川利用（水難事故防止訓練等）を目的とした講習会参加者へ河川利用者としての安全に対する意識調査を行い、とりまとめるものである。

本業務の実施場所は、以下のとおりとする。

①利根川下流河川事務所管内

（3）委託期間

契約締結の翌日～令和 8 年 1 2 月 2 5 日まで

（4）本業務の受託を希望する団体等は、資格要件を満たすことを証明する申請資料（以下、「申請資料」という。）を提出すること。

（5）提出された申請資料をもとに資格審査を行い、委託先を選定するものとする。

（6）資格要件を満たす団体等が複数ある場合は、申請書の採点の結果がもっとも良いものに委託するものとする。

（7）委託業務契約については、（5）の選定の後、委託者、受託者で協議を行い、契約を締結するものとする。

2. 資格要件

本業務の対象となる団体等は、以下に掲げる資格要件を満たすものとする。

（1）河川協力団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。

（2）一般社団法人、一般財団法人については、河川第 9 9 条第 1 項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。詳細は、説明書による。

（3）関東地方整備局管内において、直近過去 5 年間にわたり河川水難事故防止に関する講習会等の実

績があり、かつ、当該委託業務の実施体制があること。詳細は、説明書による。

- (4) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 申請書等の提出期限の日から資格の確認結果通知の日までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 本委託に関する手続等

(1) 担当部局

〒287-8510 千葉県香取市佐原イ4149

国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所 経理課

T E L : 0478-52-6362

F A X : 0478-52-9723

Eメール: ktr-tonege-keiri@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和8年7月28日（火）から令和8年8月20日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで。（ただし、最終日は16時00分まで。）

②交付方法：交付を希望する者に対しては、電子メールにてデータ交付を行うので、上記（1）にその旨の事前連絡を行い、電子メールで交付を依頼すること。（CD-R等の記録媒体及び紙面による交付は行わない。）

なお、上記の事前連絡を行わず、電子メールのみで交付依頼を行った場合、データ交付を受けられない恐れがあるため、必ず事前連絡を行うこと。（特に交付期間終了間際は注意）

(3) 申請資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和8年7月28日（火）から令和8年8月20日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで。（ただし、最終日は16時00分まで。）

②提出先：上記3.（1）に同じ。

③提出方法：持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内に必着）により提出すること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は「説明書」による。